

案内状（記入方法）

【裏面】

選挙当日の投票所	投票所名記載
投票所案内図記載	

投票についてのご注意

- この案内状は、大切に保管し選挙の当日には必ず本人が投票所へ持参してください。
万一、案内状を紛失されても投票できますので、投票所でその旨お申し出ください。
- 既に期日前投票を済ませた人は、この案内状が届いても投票はできません。
- 本人以外の案内状で投票することはできません。



詳しくは市のホームページをご覧ください。

期日前投票
選挙の当日、仕事や用事などの予定が見込まれる場合は、期日前投票制度をご利用ください。 なお、期日前投票の際には、右側の宣誓書に記入のうえ持参していただくと投票手続きが早く済みます。 ※期日前投票所によって開設期間・時間が異なりますので、ご注意ください。
<期日前投票所>
・市役所西庁舎2階 8/21(月)～8/26(土) 午前8時30分～午後8時
・イモール長久手4階付棟 8/26(土) 正午～午後6時

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)
私は、選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事

期日前投票する日付 氏名 生年月日 を記入

上記は、あることを誓います。

令和5年	○月	○日
氏名	選挙 一郎	
生年月日	大 昭 平 46年4月1日	
現住所	(表の住所と同じ場合は記入不要) 長久手市 現住所は、宛名の住所以外に居住している方のみ記入	

【問合せ先】長久手市選挙管理委員会 電話56-0605